

別表3 精神保健福祉士資格に基づく業務

- ※ いずれの業務においても、要援護者に対する対人の直接的な相談援助業務が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることを指すものです。
- ※ 対象となる職種は、精神障害者に対する社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のための必要な訓練その他の援助を行うことを主たる業務として行っている方です。
- ※ 資格登録日以降が有効な実務経験となります。（資格登録日以前は該当しません。）

精神保健福祉士の相談援助業務の範囲は、「精神保健福祉士法施行規則（平成10年厚生労働省令第11号）第2条」により定められているものと同等とします。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

施設（事業）等種類	職種の例
精神科病院	精神科ソーシャルワーカー、医療ソーシャルワーカー、その他
精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員、精神科ソーシャルワーカー、心理判定員、その他

障害者総合支援法

施設（事業）等種類	職種の例
障害福祉サービス事業	生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労継続支援、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助
	短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、共同生活援助を行う施設
障害者支援施設	生活支援員、就労支援員、サービス管理責任者、その他
地域活動支援センター	指導員、その他
地域生活支援事業	日中一時支援事業を行っている施設 障害者相談支援事業を行っている施設 障害児等療育支援事業を行っている施設
福祉ホーム	管理人、その他
一般相談支援事業所 （相談支援事業を行う施設であった期間を含む。）	相談支援専門員、その他
特定相談支援事業所	相談支援専門員、相談支援員、その他
知的障害者援護施設	生活支援員、その他
基幹相談支援センター	相談援助に従事する職員、その他

施設（事業）等種類	職種の例
精神障害者社会復帰施設	精神障害者社会復帰指導員、管理人、その他

その他（障害者分野）

施設（事業）等種類	職種の例
知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司、心理判定員、職能判定員、ケース・ワーカー、その他
発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員、就労支援を担当する職員、その他
広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー、その他
地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー、職場適応援助者、その他
障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者、就業支援担当者、主任職場定着支援担当者、生活支援担当職員、その他
公共職業安定所	精神・発達障害者雇用サポーター 障害学生等雇用サポーター
精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設 精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター、地域移行推進員、その他
アウトリーチ事業、アウトリーチ支援を行う施設	相談援助業務に従事する職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員は除く。）

児童福祉法

施設（事業）等種類	職種の例
児童相談所	児童福祉司、受付相談員、相談員、電話相談員、児童心理司、児童指導員、その他
母子生活支援施設	母子支援員、少年を指導する職員、心理療法担当職員、自立支援担当職員、個別対応職員、その他
児童養護施設	児童指導員、職業指導員、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員、個別対応職員、里親支援専門相談員、自立支援担当職員、その他
福祉型障害児入所施設	児童指導員、児童発達支援管理責任者、心理担当職員、職業指導員、その他
児童心理治療施設 （旧：情緒障害児短期治療施設）	児童指導員、家庭支援専門相談員、個別対応職員、心理療法担当職員、その他
乳児院	児童指導員、家庭支援専門相談員、個別対応職員、里親支援専門相談員、その他
児童自立生活援助事業を行う施設	自立支援担当職員、個別対応職員、相談援助業務を行う指導員、その他
障害児相談支援事業を行う施設	相談支援専門員、相談支援員、その他
児童自立支援施設	児童自立支援専門員、児童生活支援員、職業指導員、個別対応職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員、その他

施設（事業）等種類	職種の例
児童家庭支援センター	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第 88 条の 3 第 1 項に規定する職員、その他
障害児通所支援事業 児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 （児童デイサービスであった期間を含む。）	相談援助業務に従事する職員、その他
里親支援センター	里親制度等普及促進担当者、里親等支援員、里親研修等担当者、養育等相談支援員、自立支援担当職員、家庭支援専門相談員、その他
社会的養護自立支援拠点事業を行う施設	支援コーディネーター、生活相談支援員、就労相談支援員
妊産婦等生活援助事業を行う施設	支援コーディネーター、母子支援員

社会福祉法

施設（事業）等種類	職種の例
福祉事務所	査察指導員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、老人福祉指導主事、現業員、家庭児童福祉主事、家庭相談員、面接相談員、女性相談支援員、母子・父子自立支援員、母子・父子自立支援プログラム策定員、就業支援専門員、就労支援員、その他
都道府県社会福祉協議会	専門員（日常生活自立支援事業を行う職員）
市町村社会福祉協議会	福祉活動専門員、相談援助業務に従事する職員、その他

生活保護法

施設（事業）等種類	職種の例
救護施設 更生施設	生活指導員、その他
被保護者就労支援事業所	就労支援員
被保護者就労準備支援事業所 被保護者家計改善支援事業所	就労支援員、被保護者就労準備支援担当者、相談支援に従事する者
就労支援事業を行う事業所（自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業）	就労支援員
日常生活支援住居施設	生活支援員、生活支援提供責任者

生活困窮者自立支援法

施設（事業）等種類	職種の例
生活困窮者自立相談支援事業を行う自立相談支援機関	主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、家計改善支援員、就労準備支援担当者
生活困窮者就労準備支援事業所	
生活困窮者家計改善支援事業所	

その他

施設（事業）等種類	職種の例
市役所、区役所又は町村役場（精神障害者に対してサービスを提供する部署に限る。）	精神保健福祉相談員、精神科ソーシャルワーカー、心理判定員、その他
保健所 市町村保健センター	
病院・診療所 （精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を広告しているものに限る。）	精神科ソーシャルワーカー 医療ソーシャルワーカー その他
保護観察所	保護観察官、社会復帰調整官、その他
更生保護施設	補導に当たる職員、福祉職員、薬物専門職員、訪問支援職員、その他
スクールソーシャルワーカー活用事業を行う施設	スクールソーシャルワーカー、その他
ホームレス自立支援事業を行う施設	生活相談指導員、その他
女性相談支援センター	相談支援員、心理支援員、女性相談支援員
女性自立支援施設	入所者の自立支援を行う職員
刑事施設	刑務官、法務教官、法務技官（心理）、福祉専門官
少年院	
少年鑑別所	法務教官、法務技官（心理）
第1号職場適応援助者助成金又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
母子家庭等就業・自立支援センター事業、一般市等就業・自立支援事業を行う施設	相談員
ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター
地域生活定着支援センター	相談援助業務に従事する職員
地域若者サポートステーション	
高次脳機能障害者の支援拠点機関	支援コーディネーター
地域包括支援センター（介護保険法第115条の45第2項第4号から第5号の事業を除く）	包括的支援事業に係る業務を行う職員、その他
その他厚生労働大臣が個別に認めた施設	精神保健福祉に関する相談援助業務を行っている職員